

平成 25 年 3 月 5 日

中小企業経営力強化支援法に基づく 経営革新等支援機関に認定されました

当金庫は、平成 25 年 2 月 1 日付けで、「中小企業経営力強化支援法（平成 24 年 8 月 30 日施行）」に基づき、財務省関東財務局並びに経済産業省関東経済産業局から「経営革新等支援機関」として認定を受けました。

事業の発展を目指し、経営革新等に取り組む中小企業の経営者とともに事業計画の策定支援や実施に関するサポートを行います。

【経営革新等支援機関認定制度の概要について】

認定制度は、税務、金融及び企業財務に関する専門知識や支援に係る実務経験を有する個人、法人、中小企業支援機関等を国が経営革新等支援機関として認定することにより、中小企業のみなさまへ経営分析や事業計画策定など経営革新に係る専門性の高いサポートを行う制度です。

【東京三協信用金のサポート内容について】

※ご相談内容は以下のとおりです

1. 金融・財務
2. 経営改善計画策定支援及び実行支援
3. 経営課題の相談と助言
4. 販路開拓・ビジネスマッチング
5. 創業支援・事業承継等

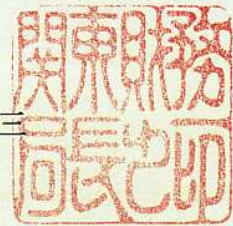
※ご相談は、各営業店窓口または渉外係にお尋ねください。

関財金 2 第 2 1 号
20130118 関東第 3 号
平成 2 5 年 2 月 1 日

東京三協信用金庫
理事長 村田 光雄 殿

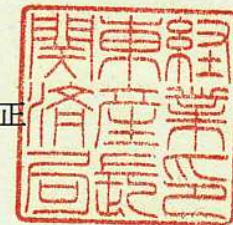
関東財務局長

菅野 良三



関東経済産業局長 宮川

正



認定通知書

平成 25 年 1 月 8 日付け申請に対し、中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律（平成 1 1 年法律第 1 8 号）第 1 7 条第 1 項の規定に基づき、下記の者を、経営革新等支援業務を行う者として認定する。

記

1. 氏名又は名称

東京三協信用金庫

2. 主たる事務所の所在地

東京都新宿区高田馬場 2-17-3